

建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の変更について

令和元年9月1日以降に公告又は指名通知分の建設工事より、最低制限価格（岡崎市最低制限価格取扱要領第4条）及び低入札調査基準価格（岡崎市低入札価格調査実施要領第3条）の設定範囲を変更します。変更内容等は以下のとおりです。

- ・ 変更箇所

最低制限価格及び調査基準価格の 上限及び下限

- ・ 変更内容

	変更後 <u>(令和元年9月1日以降発注分)</u>	変更前
上限	入札書比較価格の <u>10分の9.2</u>	入札書比較価格の <u>10分の9</u>
下限	入札書比較価格の <u>10分の7.5</u>	入札書比較価格の <u>10分の7</u>

※変動型最低制限価格を算出した場合の下限は定型最低制限価格の95%となります。